

雨水調整計算要綱（簡易版）

はじめに

この雨水調整計算要綱(簡易版)は、雨水対策に関する事前協議申請の基本的な内容をまとめた資料です。
本簡易版で不明な点については、雨水調整計算要綱(本編)にて御確認をお願いします。

対策量

新規の大規模及び小規模開発に対する区域での抑制すべき量が対策量であり、下表が対策基準となっています。

対 策 量

開発規模	指導及び実施主体	対策基準
1.0ha 以上	東京都、埼玉県	950m ³ /ha
0.05～1.0ha	各市区町	500m ³ /ha

※対策量は敷地面積に対する抑制量

雨水対策の対象となる面積

(1) 新規開発

浸透処理対象面積 = 開発面積

※開発道路がある場合、道路部分の面積を除く開発面積

(2) 既開発及び既存敷地における増築・改築

(開発面積 < 1.0ha) 浸透処理対象面積 = 新規建築建物の屋根面積 ÷ 0.34

(開発面積 ≥ 1.0ha) 浸透処理対象面積 = 新規建築建物の屋根面積 ÷ 0.64

※屋根面積：軒先まで含めた投影面積(≠建築面積)

※新規開発面積が 1.0ha 以上の場合は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく申請・届出が必要となります。⇒埼玉県県土整備部河川砂防課(TEL:048-830-5120)または埼玉県ホームページから検索

雨水対策施設

① 浸透トレンチによる雨水対策

①-1 浸透トレンチ長の算定

$$\boxed{} \times \boxed{} = \boxed{}$$

浸透処理対象面積(ha) 係数*1 必要な浸透面積(m²)

$$\frac{\boxed{} - \boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{}$$

必要な浸透面積(m²) 浸透柵面積(m²) 浸透トレンチ幅*2(m)

*1 浸透トレンチ計画水深

1) H=1.0m ⇒ 係数 **334**

(開発面積 1.0ha 以上の場合 **634**)

2) H=1.3m ⇒ 係数 **257**

(開発面積 1.0ha 以上の場合 **488**)

*2 浸透トレンチ幅

W=**0.5～0.8m**

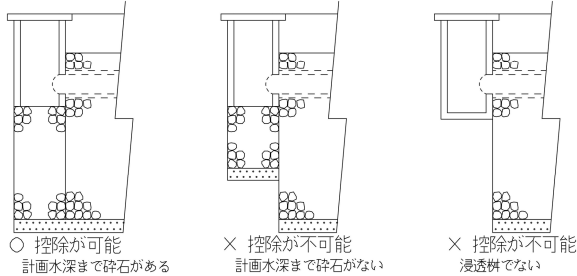
※浸透トレンチ計画水深及び浸透トレンチ幅の設定にあたり、配慮すべき内容(計画地の地下水位が高い等)がある場合、事前に申し出てください。

※1.3mの水深を採用出来ず、かつ設置箇所に余裕がない場合に限り、浸透トレンチ幅を1.2mまで広げることを可能とします。

①-2 浸透柵面積の控除

浸透レンチ長の算定にあたり、必要な浸透面積から柵の浸透面積を控除することが可能です。(下図参照)

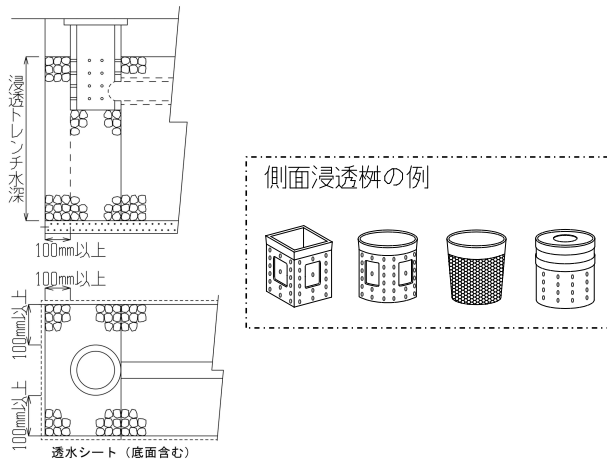
底面浸透柵の控除について



底面浸透柵の場合

底面から浸透する柵を使用し、計画水深まで砕石を入れれば、柵の底面積を控除できます。

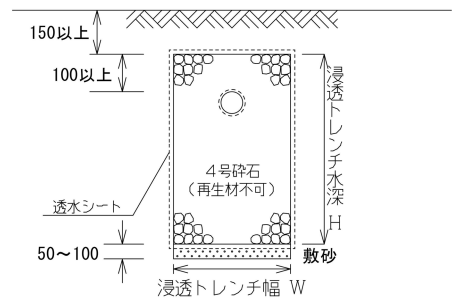
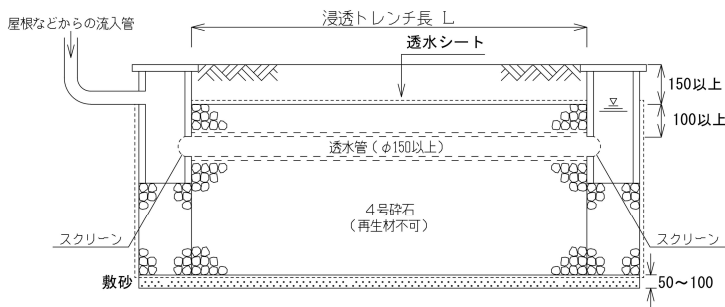
側面浸透柵の控除について



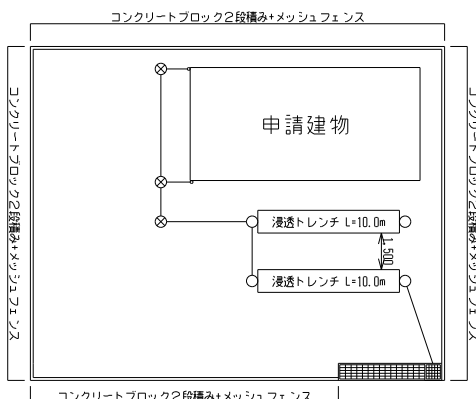
側面浸透柵の場合

底面と側面から浸透する柵を使用し、計画水深まで砕石を入れ、柵の外の面から100mm以上砕石を入れれば、周りの砕石の面積を控除できます。

①-3 構造の例(浸透レンチ)



①-4 配置の例(浸透レンチ)



留意事項

敷砂は浸透レンチ水深には含みません。
砕石は、4号砕石(再生不可)としてください。
スクリーンは、全ての柵に設置してください。
浸透施設の離隔は、1.5m以上としてください。
浸透レンチの延長は、透水管口径の120倍までを1箇所としてください。
例) $\phi 150$ の場合は、18mまでとなります。

② 貯留による雨水対策

②-1 必要容量の算定

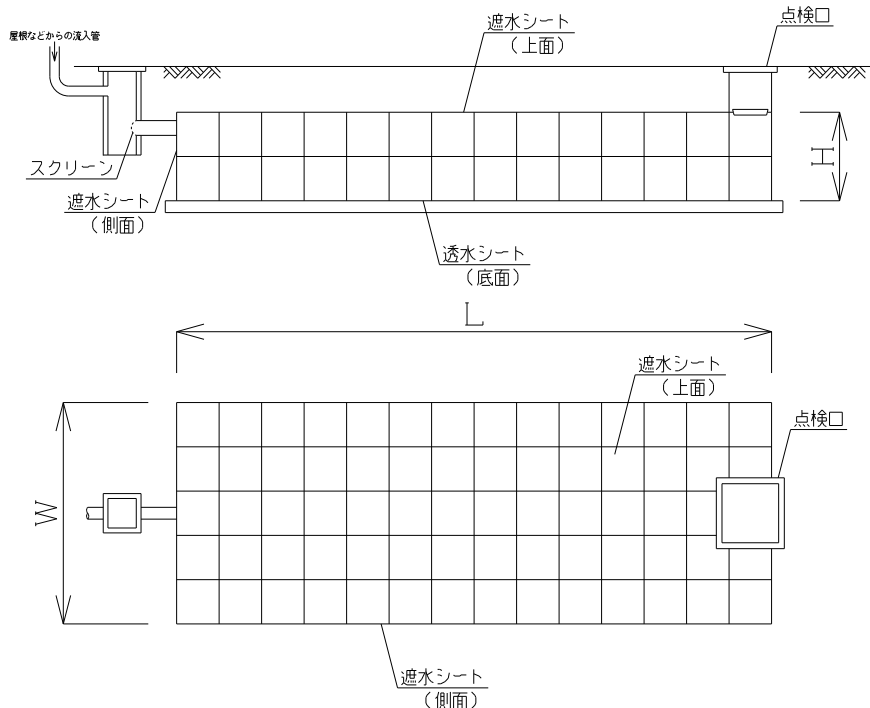
$$\boxed{} \times \boxed{} = \boxed{}$$

浸透処理対象面積(ha) 対策基準*1 必要容量(m³)

*1 対策基準

(開発面積 1.0ha 以上) **950**m³/ha
(開発面積 1.0ha 以下) **500**m³/ha

②-2 貯留槽



留意事項

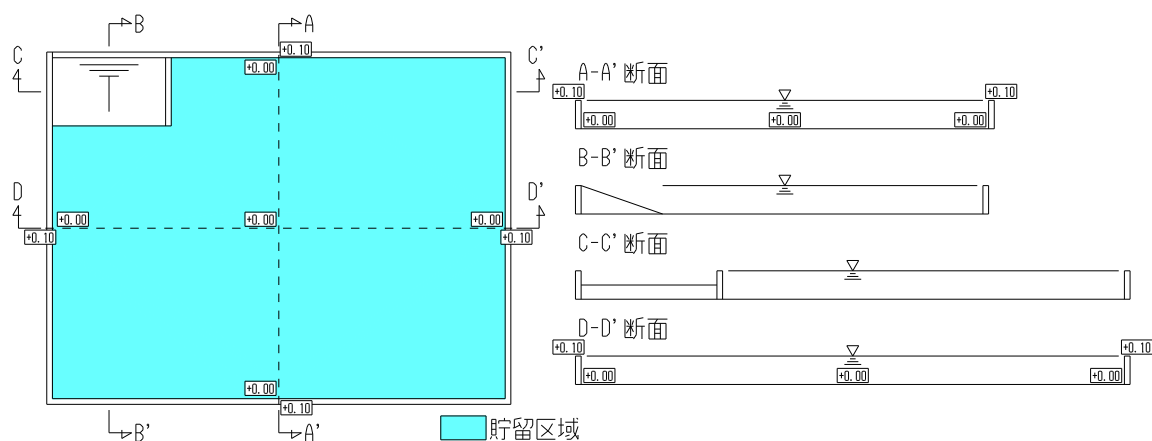
底面を除く5面を遮水シートとしてください。

$$\text{貯留量(m}^3\text{)} = \text{高さ(m)} \times \text{幅(m)} \times \text{奥行(m)} \times \text{空隙率}^*2(\%)$$

*2 空隙率

空隙率の根拠資料(製品カタログのコピー等)を添付してください。

②-3 表面貯留



$$\text{貯留量(m}^3\text{)} = \text{貯留区域面積(m}^2\text{)} \times \text{平均貯留高さ(m)}$$

留意事項

外構の構造は、雨水が流出しない構造(コンクリートブロック等)としてください。

構造が盛土となる場合、法面の勾配は1:2を標準とし、浸食防止の法面処理を施すと共に、天端には1.0m以上の平場を確保してください。

資材置き場や土砂堆積として土地利用する場合は、貯留区域面積の考え方が異なりますのでご相談下さい。

事前協議申請に必要な書類

<共通>

- ① 雨水対策事前協議申請書(河川課窓口配布または川越市ホームページからダウンロード)
- ② 案内図(住宅地図等)
- ③ 開発面積の求積図(測量による求積図、測量を行わない場合は登記記録の写し等)
- ④ 屋根面積の求積図(既開発及び既存敷地における増築・改築の場合)

(1) 浸透トレンチの場合

- ① 平面図(土地利用計画、建物配置、浸透トレンチ配置、浸透トレンチ長、外構等)
- ② 計算書(①-1、①-2参照)
- ③ 構造図(①-3参照)

(2) 貯留の場合

- ① 平面図(土地利用計画、建物配置、貯留槽配置または貯留区域及び断面の位置等)
- ② 計算書(②-1、②-2または②-3参照)
- ③ 構造図(貯留槽の構造または外構の構造及び平均貯留高さがわかる断面)
- ④ 空隙率の根拠

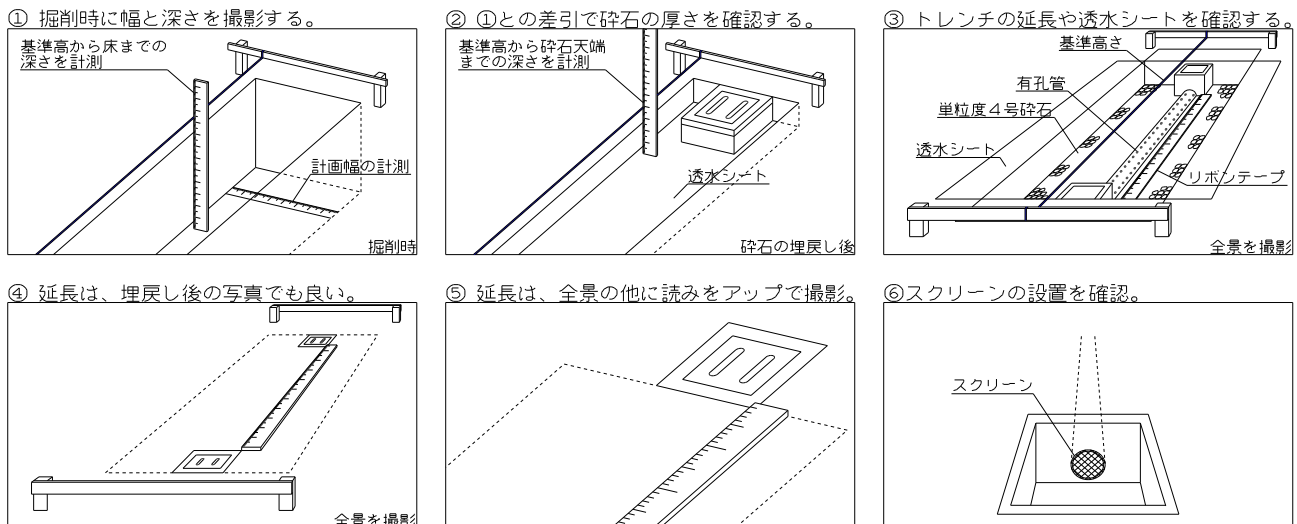
完了検査

<共通>

- ① 工事完了届出書(河川課窓口配布または川越市ホームページからダウンロード)
- ② 浸透トレンチまたは貯留槽については、写真確認による書類検査を標準としています。
- ③ 表面貯留については、現場検査となります。

<必要書類>

- ① 出来形(朱書き)を記載した申請平面図
- ② 浸透トレンチの深さ、幅が確認できる掘削から埋戻しまでの工事写真(浸透トレンチ3箇所以上)
- ③ 浸透トレンチの出来形延長が確認できる写真(全箇所)
- ④ 掘削延長が確認できる写真(全箇所)※浸透柵面積の控除を行っている場合
- ⑤ 全ての柵にスクリーンが設置されていることが確認できる写真(全箇所)
- ⑥ 貯留槽の規模が確認できる写真(全箇所)



問い合わせ先

川越市役所 建設部 河川課 (TEL:049-224-6041 FAX:049-224-8804)
Email:kasen@city.kawagoe.lg.jp



川越市シンボルマーク